

新型コロナウイルス緊急総合対策の概要

1. 授業料減免等支援対策

(1) 学費等納付金の納入猶予措置 (4月28日決定・通知済み)

- ➡ 春学期学費等納付金の納入期限を9月30日まで猶予し、国等の支援措置を受けるためなどに必要な時間的余裕を確保

(2) 緊急奨学金の給付

- ➡ 家計急変等の影響を受けて世帯収入が少ない家庭の学生を対象に、国の修学支援新制度に準じた措置として、10万円（家計急変なしの場合は5万円）の緊急奨学金を給付し、学費等納付金の納入を支援（実質的な減免措置）

2. 学生生活困窮支援対策

(1) アルバイト収入急減等支援金の給付

- ➡ 低収入で家計急変等の影響を受け、かつアルバイト収入が急減している（新入生は別基準）自宅外学生を対象に、月2万円の生活支援金を最大6か月給付し、当面の生活を下支え

(2) 本学アルバイトとしての雇用

- ➡ 学内の遠隔授業のサポート要員等として臨時雇用（当面、秋学期開始まで）し、当面の生活を下支え

3. 遠隔授業対応支援対策

情報機器の環境が整っていない学生を対象に、PCやタブレットを貸与

緊急総合対策の体系

